

山梨県公報

第二千四百四十五号

平成二十六年

九月一日

月曜日

公告

四 笛吹市役所
異議申立期間
平成二十六年十月二日から同年十月十六日まで

目次

告示

○県営土地改良事業計画の変更……………五一

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定……………五一

○平成二十六年における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度……………五一

○平成二十六年後期技能検定の実施……………五一

○国土調査の成果の認証……………五一

○落札者の決定について(二件)……………五一

告示

山梨県告示第二百五十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業(農地整備事業「畑地帯担い手支援型」藤笠地区)計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。
なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十六年九月一日

山梨県知事 横内正明

一 縦覧書類

変更後の県営土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十六年九月二日から同年十月一日まで

三 縦覧場所

山梨県公報

●介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定
介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項、第四十六条第一項及び第五十三条第一項の指定居宅サービス事業者等として、次のとおり指定した。
平成二十六年九月一日
山梨県知事 横内正明

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
事業者の名称 又は氏名 有限会社山平 浅川商店	リハビリスタ ジオあさかわ	山梨県甲府市上石田 四丁目一番十八号一 瀬グラン多巴レ	介護予防通所介 護 通所介護	平成二十六 年七月一日
ふうがヘルス ケア株式会社	機能訓練型デ イサービス起 楽ふうが甲府 東春日居	山梨県笛吹市春日居 町小松千百十七番地	介護予防通所介 護 通所介護	同
合同会社かー む	かーむ指定居 宅介護支援助 業所	山梨県甲府市大里町 千五百五十六番地一	居宅介護支援	平成二十六 年七月四日
同	かーむ指定訪 問介護事業所	山梨県甲府市大里町 千五百五十六番地一	介護予防訪問介 護 訪問介護	平成二十六 年七月九日
合同会社エー スプランニン グ	デイサロン花 水木	山梨県甲府市朝日二 丁目十六番十九号	介護予防通所介 護 通所介護	平成二十六 年七月十四 日
井上 智雄	いのうえ整形	山梨県北杜市長坂町	介護予防居宅療	平成二十六

株式会社あつとほーむ	デイサービスあつとほーむ二号館	山梨県甲府市住吉四丁目二十番十五号	介護予防通所介護 通所介護	平成二十六年七月二十八日
合同会社ケアプランささえ	ケアプランささえ	山梨県甲府市徳行三丁目八番二十七号ハイツ二十一ー一〇六号室	居宅介護支援	同
			養管理指導(みなし) 介護予 防通所リハビリテーション(みなし) 介護予 防訪問リハビリテーション(みなし) 介護予 防訪問看護(みなし) 居宅療 養管理指導(みなし) 通所リ ハビリテーション(みなし) 訪問リハビリテ ーション(みな し) 訪問看護 (みなし)	夏秋九百四十三番地 六 養管理指導(みなし) 介護予 防通所リハビリ テーション(み なし) 介護予 防訪問リハビリ テーション(み なし) 介護予 防訪問看護(み なし) 居宅療 養管理指導(み なし) 通所リ ハビリテーショ ン(みなし) 訪問リハビリテ ーション(みな し) 訪問看護 (みなし)

● 平成二十六年における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度
 森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、
 平成二十六年における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和二十六年法
 律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を定めたので、次
 のとおり公表する。

平成二十六年九月一日

山梨県知事 横 内 正 明

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度
甲府地区水源かん養保安林 甲府地区土砂流出防備保安林 甲府地区保健保安林 甲府地区水源かん養保安林 笛吹川土砂流出防備保安林 笛吹川干害防備保安林 鰍沢地区水源かん養保安林 鰍沢地区土砂流出防備保安林 鰍沢地区干害防備保安林 鰍沢地区保健保安林 斐崎地区水源かん養保安林 斐崎地区土砂流出防備保安林 多摩川上流水源かん養保安林 多摩川上流水源かん養保安林 相模川中流水源かん養保安林 相模川中流水源かん養保安林 相模川上流水源かん養保安林 相模川上流水源かん養保安林	一、五八八・七六ヘクタール 一七一・一六ヘクタール 三・三六ヘクタール 一、一一二・四六ヘクタール 九五・三五ヘクタール 〇・七二ヘクタール 一、七〇六・三五ヘクタール 一五〇・二五ヘクタール 七・一二ヘクタール 一・五六ヘクタール 一、〇五八・四三ヘクタール 五六三・五一ヘクタール 六九四・四三ヘクタール 一六・〇六ヘクタール 一、一二三・二三ヘクタール 一六二・五三ヘクタール 一、二三・八〇ヘクタール 一六九・九九ヘクタール

● 平成二十六年後期技能検定の実施
 職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第六十六条第三項
 の規定に基づき、技能検定の実施について次のとおり公告する。
 平成二十六年九月一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 実施職種

1 特級

特級の検定職種のうち後期(平成二十六年十月一日から平成二十七年三月三十一
 日までの期間をいう。以下同じ。)に実施するものは、鑄造、金属熱処理、機械加
 工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、
 ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリ
 ント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組
 立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック

成形及びパン製造とする。
2 一級及び二級

一級及び二級の検定職種のうち後期に実施するものは、次の表の上欄に掲げる職種とし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するものは、それぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
さく井	全科目	全科目
金型製作	全科目	全科目
工場板金	機械板金加工法 数値制御タレットパンチプレス板金加工法	機械板金作業 数値制御タレットパンチプレス板金作業
金属ばね製造	薄板ばね製造法	薄板ばね製造作業
機械検査	なし	なし
機械保全	全科目	全科目
電気機器組立て	シーケンス制御法	シーケンス制御作業
半導体製品製造	全科目	全科目
プリント配線板製造	全科目	全科目
時計修理	なし	なし
光学機器製造	光学機器組立て法	光学機器組立て作業
空気圧装置組立て	なし	なし
農業機械整備	なし	なし

冷凍空気調和機器施工	なし	なし
婦人子供服製造	婦人子供既製服製造法	婦人子供既製服縫製作業
石材施工	石材加工法	石材加工作業
パン製造	なし	なし
建築大工	なし	なし
かわらぶき	なし	なし
配管	建築配管施工法	建築配管作業
型枠施工	なし	なし
鉄筋施工	なし	鉄筋組立て作業
コンクリート圧送施工	なし	なし
防水施工	アスファルト防水施工法 合成ゴム系シート防水施工法 塩化ビニル系シート防水施工法	アスファルト防水工事作業 合成ゴム系シート防水工事作業 塩化ビニル系シート防水工事作業
カーテンウォール施工	なし	なし
テクニカルイラストレーション	なし	全科目
機械・プラント製図	機械製図法	機械製図手書き作業 機械製図CAD作業
電気製図	なし	なし

<p>1 一級及び二級 機械検査 電気機器組立て 婦人子供服製造 配管 型 枠施工</p> <p>2 三級 電気機器組立て 配管</p>	<p>平成二十七年二月二十五日(日)</p>
<p>1 特級 鑄造 金属熱処理 機械加工 放電加工 金型製作 金属プレス加工 工場板金 めっき 仕上げ 機械検査 ダイカスト 機械保全 電子機器組立て 電気機器組立て 半導体製品製造 プリント配線板製造 自動販売機調整 光学機器製造 内燃機関組立て 空気圧装置組立て 油圧装置調整 建設機械整備 婦人子供服製造 紳士服製造 プラスチック成形 パン製造</p> <p>2 一級及び二級 さく井 金型製作 工場板金 時計修理 農業機械整備 冷凍空気調和機器施工 石材施工 パン製造 コンクリート圧送施工 防水施工 カーテンウォール施工 機械・プラント製図</p> <p>3 三級 機械加工 時計修理 冷凍空気調和機器施工 機械・プラント製図 貴金属装身具製作</p> <p>4 単一等級 バルコニー施工</p>	<p>平成二十七年二月一日(日)</p>
<p>1 一級及び二級 金属ばね製造 機械保全 半導体製品製造 プリント配線板製造 光学機器製造 空気圧装置組立て 建築大工 かわらぶき 鉄筋施工 テクニカルイラストレーション 電気製図 塗装</p> <p>2 三級 機械検査 プリント配線板製造 プラスチック成形 建築大工 テクニカルイラストレーション 電気製図</p> <p>3 単一等級 電子回路接続 樹脂接着剤注入施工</p>	<p>平成二十七年二月八日(日)</p>

(二) 実施場所

<p>四 受検申請の手続</p> <p>1 提出書類</p> <p>(一) 技能検定受検申請書</p> <p>(二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面</p> <p>2 試験手数料</p> <p>(一) 実技試験</p> <p>(1) 一級、二級及び三級(2)に該当する者を除く。)を受検する者 一万七千九百円</p> <p>(2) 三級を受検する者のうち次のア又はイに該当する者 一万九百円</p> <p>ア 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する高等学校、中等教育学校(同法第六十六条に規定する後期課程に限る。)、大学(同法第八十二条に規定する短期大学を含む。)、若しくは高等専門学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校又は同法第三百二十四条第一項に規定する各種学校在学する者</p> <p>イ 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五条の六第三項に規定する公共職業能力開発施設、同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校又は同法第二十五条に規定する認定職業訓練を行う事業主等が設置する職業訓練施設において職業訓練を受けている者(職業に就いている者及び職業能力開発促進法施行規則第九条に規定する短期課程の普通職業訓練又は専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練を受けている者を除く。)</p> <p>(二) 学科試験</p> <p>三千百円</p> <p>3 手数料の納付方法</p> <p>実技試験の手数料及び学科試験の手数料は、技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)に添えて納付すること。なお、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。また、申請書を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は還付しない。</p> <p>4 受付期間</p> <p>平成二十六年十月六日(月)から同月十七日(金)まで</p> <p>5 提出先</p> <p>甲府市大津町二千百三十番地二 山梨県立中小企業人材開発センター内 山梨県</p>
--

職業能力開発協会（電話〇五五―二四三―四九一六）

6 その他

(一) 申請書の用紙及び受検案内は、山梨県職業能力開発協会に交付する。なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書し、返信用封筒（角形二号の封筒に、あて先を記入し、百二十円分の切手を貼り付けたもの）を同封すること。

(二) 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること（受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。）。なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。

五 合格発表等

1 合格者の発表及び通知

合格者については、平成二十七年三月十三日（金）に県庁東側の掲示板に受検番号を掲示するとともに、山梨県のホームページ内に掲載する。なお、合格者及び実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、山梨県職業能力開発協会から書面で通知する。

2 合格証書等の交付

特級、一級又は単一等級の合格者には厚生労働大臣名の合格証書を、二級又は三級の合格者には山梨県知事名の合格証書を交付する。このほか、厚生労働大臣から技能検定の合格者に対し、合格した等級の技能士章を交付する。

六 その他

技能検定について不明な点は、山梨県産業労働部産業人材課又は山梨県職業能力開発協会に問い合わせること。

● 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
平成二十六年九月一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 調査を行った者の名称

甲府市

二 調査を行った時期

平成二十四年五月十五日から平成二十五年九月二十五日まで

三 成果の名称

地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

甲府市中央一丁目、相生三丁目、青沼一丁目及び若松町の全域並びに同市丸の内三丁目、宝二丁目、寿町、相生一丁目、相生二丁目及び青沼二丁目の各一部

五 認証年月日

平成二十六年八月十八日

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。
平成二十六年九月一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 落札に係る物品等の名称及び数量

(一) 名称 情報処理実習装置
(二) 数量 二式

二 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地

(一) 名称 山梨県出納局管理課
(二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日

平成二十六年七月十日

四 落札者の氏名又は名称及び住所

(一) 名称 株式会社甲府情報システム
(二) 住所 山梨県中央市流通団地二丁目五番一号

五 落札金額

二千八百六十二万円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定による公告を行った日

平成二十六年五月二十九日

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。
平成二十六年九月一日

山梨県知事 横内 正明

- 一 落札に係る物品等の名称及び数量
 - (一) 名称 普通科高校教育用コンピュータ設備
 - (二) 数量 四式
- 二 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地
 - (一) 名称 山梨県出納局管理課
 - (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十六年七月十日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所
 - (一) 名称 リコージャパン株式会社 関東事業本部 山梨支社
 - (二) 住所 山梨県中央市山之神流通団地東一番地
- 五 落札金額 五千四十三万六千円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 平成二十六年五月二十九日

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番